

授業料免除申請事前確認事項

以下のいずれかに該当する学生は、**授業料免除の対象となりません。**

1. 学業優秀と認められない者。(学部、学科等の上位2分の1未満の者)
2. 経済的に授業料の納付が困難でない者。
3. 最短修業年限を超えている者、留年している者。(病気、留学の特別な事由を除く)
4. 科目等履修生、研究生、国費留学生、外国政府派遣留学生。
5. 申請時に前の期分(平成22年度前期分)の授業料を滞納している者。

(上記5に該当する方は、申請の段階でご相談ください。)

なお、申請前6月以内(平成22年4月以降)に学資負担者の死亡及び本人若しくは学資負担者が災害を受けた者(口蹄疫で被害を受けた者)等は、学生支援センター(経済支援コーナー)まで御相談ください。

平成22年7月22日
学生支援センター